

消防予第 122 号
平成 7 年 6 月 6 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

二酸化炭素消火設備等の噴射ヘッドの基準を定める告示の施行について(通知)

平成 7 年 6 月 6 日に、二酸化炭素消火設備等(二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備をいう。以下同じ。)の噴射ヘッドの基準(平成 7 年消防庁告示第 7 号)が告示された。

今回告示された基準は、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。)第 19 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項第 4 号、第 20 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項第 2 号、第 21 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項第 2 号の規定に基づく二酸化炭素消火設備等の噴射ヘッドに係る消防庁長官の定める基準であり、その内容は、下記のとおりである。

貴職におかれては、下記事項にご留意のうえ、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

1 二酸化炭素設備等の噴射ヘッドの基準に関する事項

(1) 噴射ヘッドの構造及び機能に関する事項が定められたこと。

(2) 噴射ヘッドの材質に関する事項として、使用することができる材質等が定められたこと。

(3) 噴射ヘッドの性能に関する事項として、ヘッドのオリフィスの等価噴口面積に応じたコード番号を定めたが、当該面積は、水により測定した場合の値であること。

(4) 噴射ヘッドに表示すべき事項が定められたこと。

2 施行期日

平成 7 年 10 月 1 日から施行することとされたこと。

3 運用上の留意事項

(1) この告示の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における二酸化炭素消火設備等の噴射ヘッドについては、今回告示された基準の規定にかかわらず、なお従前の例によることとしてさしつかえないこと。

(2) 二酸化炭素消火設備等の噴射ヘッドについては、(財)日本消防設備安全センターにおいて認定を行い、基準に適合するものにあつては、所定の認定マークを付すこととしていること。

4 二酸化炭素消火設備等の噴射ヘッド設置上の留意事項

(1) 二酸化炭素消火設備等の着工届に係る添付図書においては、設置する噴射ヘッドごとに、計算により求められた等価噴口面積及びコード番号が表示されていること。

(2) 計算により求められた噴射ヘッドの等価噴口面積に応じて使用するコード番号は、別添「等価噴口面積に対するコード番号表」により求められるものとする。

(3) 噴射ヘッドの設置場所において計算により求められた等価噴口面積に対応するコード番号を有する噴射ヘッドを有していない場合には、それより大きいコード番号のものを使用することができるものであること。

別添

コード 番号	等価噴口面積 (mm ²)	
	以上	未満
-4	0.47	0.54
-3	0.54	0.61
-2	0.61	0.68
-1	0.68	0.75
0	0.75	0.84
1	0.84	0.94
2	0.94	1.04
3	1.04	1.16
4	1.16	1.30
5	1.30	1.46

6	1.46	1.66
7	1.66	1.89
8	1.89	2.14
9	2.14	2.41
10	2.41	2.69
11	2.69	2.99
12	2.99	3.34
13	3.34	3.74
14	3.74	4.16
15	4.16	4.64
16	4.64	5.22
17	5.22	5.84
18	5.84	6.62
19	6.62	7.43
20	7.43	8.30
21	8.30	9.36
22	9.36	10.5
23	10.5	11.8
24	11.8	13.4
25	13.4	15.1
26	15.1	16.8
27	16.8	18.7
28	18.7	20.9
29	20.9	23.4
30	23.4	26.5
31	26.5	29.8
32	29.8	33.3
33	33.3	37.5
34	37.5	41.9
35	41.9	47.3
36	47.3	53.5
37	53.5	60.2
38	60.2	67.3
39	67.3	74.7
40	74.7	83.4

41	83.4	93.4
42	93.4	104
43	104	116
44	116	130
45	130	146
46	146	166
47	166	189
48	189	214
49	214	241
50	241	269
51	269	299
52	299	333
53	333	373
54	373	415
55	415	464
56	464	521
57	521	584
58	584	661
59	661	743
60	743	830
61	830	935
62	935	1047
63	1047	1180
64	1180	1338